



すでに法人を運営されている方へ

Q 消費税の免税の対象となるには？

- 1つの法人で独立した事業を2以上営んでいる。
例) 飲食業と製造・卸売業を営んでいる
又は、1つの法人で今行っている事業を2以上に合理的に区分することができる。
例) 京都店・大阪店などの販売地域ごと

YES

- 別名義の新しくつくる法人(資本金1,000万以下)へ、事業の譲渡が可能である*

YES

- 法人(グループ)の年売上は5億円以下である。

NO

CHECK お急ぎください

H26.3月までに会社を設立した場合のみ、消費税は免税となります(消費税法改正のため)。至急対応いたしますので、ご相談ください。

CHECK

消費税は免税となります。また、利益が每期800万以上出ている法人については、事業を分割することによって、所得の分散も図れ、法人税の節税にもなります。

*事業譲渡の方法については、税務上の問題がないよう専門家である我々がお話をお聞きしご判断させていただきます。

消費税や税額控除の恩恵は一時であり、会社は永久に継続するものであるため、やみくもに会社を設立しても、後々困ったことになるかもしれません。

アイネックスでは将来の事業計画をご面談で確認させていただき、課題・問題点もクリアにさせていただいたうえで、会社設立のご提案をさせていただきます。

まずは、会社の設立を検討してみたいという方は、一度お電話いただき、ご面談にお越しください。(ご相談は無料です)

会社案内

アイネックス税理士法人

@i-nex.co.jp

〒600-8411
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON 烏丸5F
(四条烏丸徒歩1分)

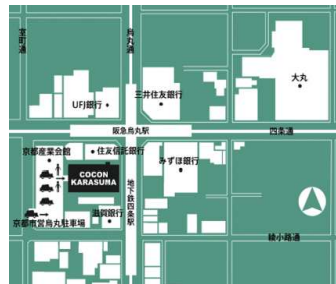
TEL: 075-353-7077 FAX: 075-353-7087 土日祝休み

EMAIL: info@i-nex.co.jp

http://www.i-nex.co.jp/

スタッフ26名

内	公認会計士	2名
	税理士	4名
	税理士試験合格者	3名
	社会保険労務士	3名

消費税
5% → 8%

@i-nex.co.jp アイネックス税理士法人

会社設立で消費税の節税を！

今こそ、会社設立を！

H26年4月より、消費税の税率が5%から8%へ引き上げられ、消費税の納税額は今後増加することになります。

しかし、事業者のうち、一定の要件を満たす方については、会社を新たに設立することによって、**法人の消費税2年間の免税制度を利用すれば**、消費税の税コストの大幅な削減が可能となるかもしれません。



対象となる方

- 個人で事業を営んでいる方
→ 中ページをご覧ください
- 現在経営している法人の1事業部門を切り離して、新たな会社で事業を興すことが可能な方
→ 裏面をご覧ください

Q 消費税の免除はどれくらい？

(例) 個人事業者Aさんの場合

年商：8,000万

消費税の年間納税額：200万 (税率：5%の場合)

消費税の年間納税額：320万 (税率：8%の場合)

法人成りをした場合 1年目

年商：8,000万

消費税の年間納税額：0万 (税率：8%の場合)

320万円/年の
消費税の節税が
図れます！

この効果は通常19ヶ月(最大24ヶ月)適用されますので、19ヶ月適用で、上記の個人事業者Aさんの場合ですと、**おおよそ500万円超**の効果が見込めます。

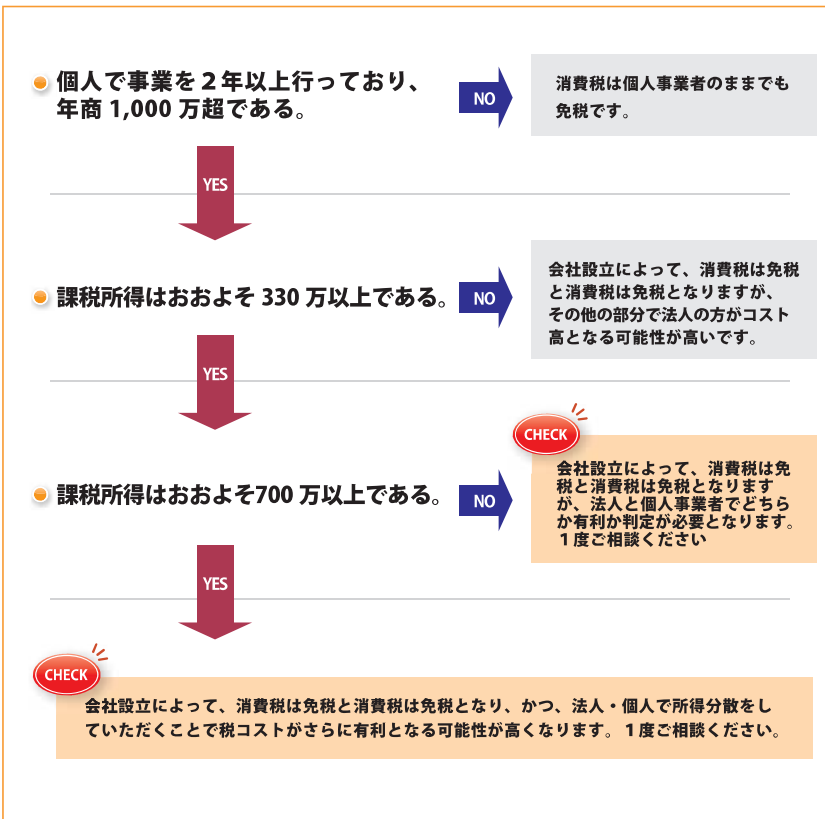


個人で事業を営んでいる方へ

すでに法人を経営されている方はこちら →

Q 消費税の免税の対象となるには？

消費税の免税の適用を受けるには、まず、消費税法で定められている免税の条件を満たした法人の設立が必要となります。こちらについてはほとんどの事業者の方は問題ありません。しかし、消費税の免税は受けられる場合でも、長い目でみたら、法人の方が税金や運営コストにお金がかかってしまい、損をしてしまう可能性の方もいらっしゃいます。そこで、ご自身が会社を設立した方が有利か不利かは、下記のフローチャートで、ご判断いただけます。



Q 消費税免税以外の法人成りの特典は？

会社を設立して法人になった場合、消費税の免税以外にも、今なら様々な特典があります。これは、法人を元気にして雇用を促進するため、法人の税金計算に有利な改正がされているからです。

- 1 法人税率の引き下げ
所得金額800万円以下の実質的な税率は約24.55%で、平成27年度はさらに約23.16%に引き下げられます。
ちなみに、個人の課税所得が330万～の方の個人・住民税の税率は30%～です。所得(利益)によっては、個人事業よりも法人の方が、税コストが低く抑えられます。
- 2 1年間限定ですが、今なら交際費は最大800万まで全額経費になります。
- 3 従業員を雇った場合、設備投資をした場合、など税金の控除が受けられるようになりました。

Q そもそも、法人と個人事業の違いは？

組織を法人として事業を営んだ場合、法人と個人では以下のような違いがあります。特に所得(利益)が出ている個人事業者の方については、法人ならではのメリットを活用すれば、いろいろな節税方法をとることができます。

メリット

- 法人しか経費にできないもの(保険、社宅制度、出張手当制度など)があります。
- 退職金の支給、(労働に見合った)家族への給与が可能です。
- 赤字欠損金の繰越控除(最大9年間)が可能です。個人は3年間です。
- 対外信用力の高い法人ですと、助成金・融資の選択の幅が広がります。
- 一定の所得を出している場合は、法人・個人の所得分散が図れます。

デメリット

- 社会保険の加入義務者になります。
- 法人の利益が出ていない場合でも、均等割りという税金(7万円～/年)が必要です。
- 一般に、個人事業者に比べて事務作業や運用コスト(登記料・決算報酬など)が増えます。